

# 環境保全型農業直接支払交付金の「有機農業の取組」 における支援対象作物について

令和6年6月現在  
環境農林水産部農政室推進課

環境保全型農業直接支払交付金の有機農業の取組において、大阪府の慣行レベルが設定されていない作物について、環境保全型農業直接支払交付金実施要領第4の1の(8)のイに基づき、通常の営農管理において化学肥料又は化学合成農薬を使用している作物かどうかの判定を行いましたので、その結果を次の通り公表します。

## 有機農業の取組における対象作物の判定結果

※取組要望があった作物のうち、府慣行レベルが設定されていない作物について整理

作物名	通常の営農管理における使用状況		判定結果	判定根拠
	化学肥料	化学合成農薬		
たけのこ	使用	使用	支援対象とする	他府県の慣行レベル